（別紙１）

事　前　評　価　調　書（案）

Ⅰ 事業概要						
事 業 名	農業農村整備事業(水質保全対策事業)					
地 区 名	大塚井筋地区					
事業箇所	稲沢市矢合町　外 愛西市勝幡町　外					
事業のあらまし	大塚井筋水路は、昭和 21 年度から 25 年度にかけて県営かんがい排水事業で整備された後、昭和 54 年度から 59 年度にかけて上流部は国営事業、下流部は県営水質障害対策事業により用排分離された排水専用の開水路である。 本地区は水稲を中心とする水田地帯であり、一部畑地域ではホウレンソウの生産も盛んである。 近年、土砂の堆積、雑草の繁茂、生活排水の流入、周辺地域の宅地化の進展に伴うゴミ等の投棄により、水路の排水機能の低下や悪臭の発生が著しく、維持管理労力の増大や生活環境の悪化を招いている。 このため、本事業による水路の暗渠化により排水機能の確保と水質の浄化を図り、維持管理の軽減並びに生活環境の改善を図る。					
事業目標	【達成（主要）目標】 排水路を暗渠化し、農業排水の水質を改善させ、生活環境の保全を図る。 【副次目標】 農地及び農業用施設等の湛水被害を防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。 （基準雨量　214 ㎜/日、1/10 年確率雨量）					
事 業 費	事業費	内訳				
	42.6 億円	■工事費 36.6 億円、■用補費 1.5 億円、■その他 4.5 億円				
事業期間	採択予定年度	平成 29 年度	着工予定年度	平成 30 年度	完成予定年度	平成 38 年度
事業内容	排水路工　6.5km					

Ⅱ 評価			
①事業の必要性	1) 必要性	水路への生活排水の流入や土砂の堆積、雑草の繁茂、ゴミの投棄等により、排水機能の低下や悪臭の発生が著しいことから、水路の暗渠化により機能確保と生活環境の改善を図る必要がある。	
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。
		【理由】 排水路の暗渠化により、排水機能を確保するとともに、水質浄化を図ることで水質障害を解消し維持管理の軽減並びに生活環境の改善を図ることができることから、本施設の改修は必要不可欠である。	

②事業の効果

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

区分			事前評価時（基準年：H28）	備考
費用（億円）	事業費		30.0	
	その他費用		0.3	
	合計（C）		30.3	
効果（億円）	作物生産効果		0.3	
	維持管理費節減効果		△ 0.5	
	災害防止効果（農業関係）		32.6	
	災害防止効果（一般・公共）		307.8	
	合計（B）		340.2	
	（参考）算定要因	水稲作付面積(ha)	105.0	
		普通畑作付面積(ha)	32.4	
費用対効果分析結果（B/C）			11.24	

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】
「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」（平成 27 年 9 月）による。

2) 貨幣価値化困難な効果

該当なし

判定

A

A： 十分な事業効果が期待できる。
B： 十分な事業効果が期待できない。

【理由】
費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。

③事業の実効性

1) 事業計画

		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
工種区分	調査・設計	←									→
	用地補償		←								→
	工事										
	・排水路工		←								→
事業費（億円）		19.5					23.1				

2) 地元の合意形成

本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。

3) 環境への影響

工事に際しては、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策及び濁水の流出対策を実施することにより、水生生物の生息環境及び地域住民の生活環境への配慮を行う。

判定

A

A： 事業計画の実効性が期待できる。
B： 事業計画の実効性が期待できない。

【理由】
地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。

④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	排水機能の確保及び水質障害の解消のため暗渠化するものであり、コンクリート製・ブロック積等の水路形式を施工性・経済性・維持管理等の観点から総合的に勘案し、改修工法を検討した結果、最も妥当な計画としている。	
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。
		【理由】 経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。	

Ⅲ 対応方針（案）

事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてＡ判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後５年目）　□対象外

【事業完了後５年を越えて実施する理由・対象外の理由】

－

【主な評価内容】

・施設の維持管理状況

・水質の改善状況（項目：水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量）

・本事業は想定規模と同等の降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後５年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合にその効果を検証する。

Ⅴ 事業評価監視委員会の意見

Ⅵ 対応方針